

監査結果に係る措置通知書

交通局		
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>(1) 不適切な随意契約について</p> <p>予定価格が100万円を超える委託契約については、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第2号から第9号までに定める要件に該当しない限り、随意契約によることはできないものである。</p> <p>ところが、輸送課においては、予定価格が100万円を超える楽天シャトルバス乗車誘導業務委託契約について、同施行令に定める要件に該当しないにもかかわらず随意契約を行っていた。</p> <p>契約の締結に当たっては、関係法令に則り、適正に処理する必要がある。</p>	<p>再発防止のため、契約手順チェックシートに随意契約の該当要件に係る項目を追加するとともに、契約事務の課内研修を実施した。</p> <p>また、局内において、事案の概要及び改善措置の内容を周知し、指摘事項の共有と再発防止に努めた。</p> <p>局内通知日 令和5年1月26日</p>	